

自家用電気工作物の保安管理業務に関する特記事項

この業務は、企業団給水区域3市1町内にある5つの配水場の自家用電気工作物の安全、かつ良好な運転状態を保持することを目的とする。本業務実施に当たっては関係法令等を遵守すること。

配水場等水道施設管理業務委託で実施する件名の業務について、次のとおりとする。

1 業務委託期間

配水場等水道施設管理業務委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

外部保安業務に移行のための手続きについては、受託者が手続き業務を代行し、必要事項は委託者と事前協議し報告すること。

2 契約対象自家用電気工作物の概要

(1) 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|------------------|-----------|
| ①事業場の名称 | 茨城県南水道企業団 | 若柴配水場 |
| ② 事業場の所在地 | 茨城県龍ケ崎市長山1丁目5番地2 | |
| ③ 需要設備 | | |
| ア. 受電電圧 | 6,600 | ボルト |
| イ. 設備容量 | 1,600 | キロボルトアンペア |
| ウ. 非常用予備発電装置 | | |
| 1系 | | |
| ①発電機定格出力 | 500 | キロワット |
| ②発電機定格電圧 | 420 | ボルト |
| ③原動機の種類 | ガスタービン | |
| 2系 | | |
| ①発電機定格出力 | 600 | キロワット |
| ②発電機定格電圧 | 6,600 | ボルト |
| ③原動機の種類 | ガスタービン | |

(2) 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|------------------|-------|
| ① 事業所の名称 | 茨城県南水道企業団 | 牛久配水場 |
| ② 事業場の所在地 | 茨城県牛久市栄町4丁目194番地 | |
| ③ 需要設備 | | |
| ア. 受電電圧 | 6,600 | ボルト |

イ. 設備容量	1,000	キロボルトアンペア
ウ. 非常用予備発電装置		
① 発電機定格出力	500	キロワット
② 発電機定格電圧	420	ボルト
③ 原動機の種類	ガスタービン	

(3) 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

① 事業所の名称	茨城県南水道企業団	戸頭配水場
② 事業場の所在地	茨城県取手市戸頭四丁目4番1号	
③ 需要設備		
ア. 受電電圧	6,600	ボルト
イ. 設備容量	1,650	キロボルトアンペア
ウ. 非常用予備発電装置		
① 発電機定格出力	500	キロワット
② 発電機定格電圧	420	ボルト
③ 原動機の種類	ガスタービン	

(4) 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

① 事業所の名称	茨城県南水道企業団	藤代配水場
② 事業場の所在地	茨城県取手市中田387番地1	
③ 需要設備		
ア. 受電電圧	6,600	ボルト
イ. 設備容量	750	キロボルトアンペア
ウ. 非常用予備発電装置		
① 発電機定格出力	400	キロワット
② 発電機定格電圧	420	ボルト
③ 原動機の種類	ガスタービン	

(5) 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

① 事業所の名称	茨城県南水道企業団	利根配水場
② 事業場の所在地	茨城県北相馬郡利根町布川618番地247	
③ 需要設備		
ア. 受電電圧	6,600	ボルト
イ. 設備容量	530	キロボルトアンペア

3 委託業務の内容

(1) 受託者が実施する保安管理業務及びこれに伴い委託者が実施する業務は、①及び③を除き次の各項目によるものとする。

- ① 委託者は、項目2の事業場について受託者の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- ② 受託者の保安業務担当者は、委託者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、委託者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- ③ 受託者は、項目2に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- ④ 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示または助言すること。
- ⑤ 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置または変更の工事について、委託者の通知を受けて、項目4に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示または助言すること。
- ⑥ 受託者は、項目2に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を委託者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示または助言すること。
委託者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
- ⑦ 受託者は、電気事故が発生したまたは発生するおそれがある場合において、委託者もしくは東京電力パワーグリッド株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて受託者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、委託者に指示または助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、委託者に対し電気事故報告の作成及び手続きの指示または助言を行うこと。
- ⑧ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(2) 委託者は、項目3(1)の受託者に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受託者と協議の上、点検、測定及び試験の全部または一部を電気工事事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し委託者は、受託者の監督の下に点検等を行い、受託者はその記録の確認を行う。

また、受託者は当該電気工作物の保安について、委託者に対し指示または助言ができるものとする。

- (イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物
 - (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等または特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
 - (ロ) 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
 - (a) 立入に危険を伴う場所
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所
 - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所
 - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
 - (ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)によるほか、委託者が確認を行うものとする。

4 点検の頻度及び点検項目

(1) 項目3(1)に定める受託者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとします。

- ① 月次点検 毎月1回
- ② 年次点検 毎年1回
- ③ 臨時点検 必要の都度

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作

<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサー及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受・配電盤>	<測定項目>	
<接地工事> 接地線、保護管等	電圧、負荷電流測定	
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	

【需要設備】

項目 対象設備等	月次点検	年次点検
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定

<p><負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等</p>	<p><外観点検> 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の 適否 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態</p>	<p>左記の外観点検項目に加 え、絶縁抵抗測定、接地抵 抗測定</p>
<p><照明設備> ランプ等</p>	<p><外観点検> ランプ切れの確認</p>	<p>左記の外観点検項目に加 え、絶縁抵抗測定、接地抵 抗測定</p>

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

(2) 項目3(1)に定める委託者の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置または変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。

(3) 受託者は、(1)の月次点検のほか、委託者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項または適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

(4) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合または5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受託者は、次の①及び②に掲げる処置を行うこととする。

- ① 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- ② 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

(5) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びO Fケーブルが「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認することとする。

5 連絡責任者等

- (1) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために委託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知すること。
- (2) 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知すること。
- (3) 委託者は、(1)及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受託者に変更の内容を通知すること。
- (4) 委託者は、必要に応じて連絡責任者またはその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち合わせることにすること。
- (5) 委託者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士またはそれと同等以上の資格を有するものをあてること。

6 委託者及び受託者の協力及び義務

- (1) 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項または受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

7 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができる。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。

8 記録の保存

- (1) 受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、委託者、受託者双方において3年間保存する。

9 その他

この仕様書に疑義のあるとき、または定めのない事項については、その都度両者で協議して定めること。